

令和2年度 第1回埼玉県児童福祉審議会

令和2年8月 書面開催

1 審議事項等

- (1) 児童養護部会所属委員の指名について
- (2) 「埼玉県子育て応援行動計画」(平成27年度～令和元年度)の取組結果について
- (3) 児童養護部会における審議経過について
- (4) 認可部会における審議経過について

[配布資料]

- 資料1 児童養護部会所属委員名簿(案)
- 資料2 「埼玉県子育て応援行動計画」(平成27年度～令和元年度)の取組結果について
- 資料3 児童養護部会 審議結果報告
- 資料4 認可部会 審議結果報告

児童養護部会所属委員名簿（案）
（令和元年5月27日～令和3年5月26日）

氏名	所属等
市川 広美	埼玉県児童福祉施設協議会 副会長
久能 由莉子	埼玉弁護士会
栗原 直樹	日本社会福祉士会 副会長
斎藤 洋子	埼玉県里親会 理事
寺田 治子	埼玉県民生委員・児童委員協議会 理事
早川 洋	こどもの心のケアハウス嵐山学園 園長
堀田 香織	埼玉大学 教授

（敬称略、50音順）

参考

埼玉県児童福祉審議会委員一覧 (令和元年5月27日～令和3年5月26日)

	氏名	所属・役職
R2.7 就任	市川 広美	埼玉県児童福祉施設協議会 副会長
	岩本 一盛	埼玉県保育協議会 副会長
	大島 清	伊奈町長(埼玉県町村会)
	久能 由莉子	埼玉弁護士会 (子どもの権利委員会 委員)
	栗原 直樹	日本社会福祉士会副会長 文部科学省いじめ防止対策協議会委員 元十文字学園女子大教授 元所沢児童相談所長
	是枝 くみ子	埼玉県母子寡婦福祉連合会 会長
	斎藤 洋子	埼玉県里親会 理事
	寺田 治子	埼玉県民生委員・児童委員協議会 理事
	直井 利充	全埼玉私立幼稚園連合会 理事
	中原 恵人	吉川市長(埼玉県市長会)
	南條 有希子	公募 (NPO法人わこう子育てネットワーク 理事)
	野田 寿美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事
	早川 洋	子どもの心のケアハウス嵐山学園 園長
堀田 香織	埼玉大学教授	
R2.4 就任	美田 宗亮	埼玉県議会議員
	若盛 清美	全国認定こども園協会 (埼玉県支部研修顧問)

(敬称略、50音順)

児童養護部会所属委員の指名について（補足資料）

埼玉県児童福祉審議会委員の退任及び新任（埼玉県児童福祉施設協議会）に伴い児童養護部会委員も変更となるため、埼玉県児童福祉審議会規則第7条により、資料1のとおり栗原委員長が指名します。

【参考】

児童養護部会審議事項

- ・ 児童相談所の措置に関する事項
- ・ 被措置児童等虐待への県の措置に関する報告
- ・ 里親の認定に関する事項

「埼玉県子育て応援行動計画」（平成27年度～令和元年度）の 取組結果について

- 令和元年度を目標年度とする10の指標を設定しており、取組結果は以下のとおりです。

保育所・幼稚園・認定こども園による教育・保育の充実

- ・ 保育所の待機児童対策を引き続き進めるため、市町村のニーズ等を踏まえ、受入枠の拡大を図ります。

【保育所等受入枠（認定こども園における保育を含む）】

	令和元年度	目標値	達成率 令和元年度実績/目標値
保育所等受入枠	125,153人	110,152人	113.6%

《令和元年度の取組実績》

安心こども基金や国の交付金等を活用した認可保育所等の整備を進め、保育サービス受入れ枠（認可保育所等）の拡大を図った。

多様な保育の充実

- ① 就労形態の多様化に対応するため延長保育の実施を促進します。
- ② 保護者の病気や冠婚葬祭など日常生活上の突発的な事情や社会参加、育児疲れなどに対応するため、子供を一時的に預かる事業の拡充に努めます。
- ③ 病気になった子供をやむを得ない理由により看病できない場合に備えて、病気や病気回復期にあって通常の保育所では対応できない子供に対応する病児・病後児保育施設の整備を促進します。

【多様な保育サービス受入枠】

		令和元年度	目標値	達成率 令和元年度実績/目標値
①	延長保育事業	69,661人	52,857人	131.8%
②	一時預かり事業	634,268人日	584,644人日	108.5%
③	病児保育事業	51,571人日	42,786人日	120.5%

《令和元年度の取組実績》

各市町村が利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービスを提供できるよう会議等の場を通じて働きかけを行うとともに、運営や整備のための財政支援を行い各事業の促進を図った。

地域の子育て支援事業の充実

- ・ 子育て家庭が交流や相談ができる場である地域子育て支援拠点を設置し、子育て家庭が身近な場所で気軽に支援拠点を利用できる体制の整備を目指します。

【地域子育て支援拠点設置数】

	令和元年度	目標値	達成率 令和元年度実績/目標値
地域子育て支援拠点	569か所	564か所	100.9%

《令和元年度の取組実績》

子育てに関する相談や親子の交流の場である地域子育て支援拠点を実施する市町村に対し運営費の一部を助成した。

放課後児童クラブの充実

- ・ 入所を希望する児童を受け入れることができるように、市町村のニーズを踏まえて体制整備を進めます。また、放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供（放課後子供教室）し、地域の活性化や子供が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

【放課後児童クラブ受入枠】

	令和元年度	目標値	達成率 令和元年度実績/目標値
放課後児童クラブ受入枠	71,243人	62,567人	113.9%

《令和元年度の取組実績》

親の就労等により、昼間保護者のいない小学校低学年児童等の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを実施する市町村に対し、運営費の一部を助成した。また、新設や学校の余裕教室等を改修し放課後児童クラブを整備する市町村に対し、整備費の一部を助成した。

貧困の状況にある子供への教育支援

- ・ 生活困窮世帯や生活保護世帯の中高生を対象に、高校進学及び中退防止を目的に学習支援を行います。

【生活困窮者学習支援対象者の高校進学率】

	令和元年度	目標値	達成率 令和元年度実績/目標値
高校進学率	99.1%	98.0%	101.1%

《令和元年度の取組実績》

(1) 中学生の高校進学を支援

支援員が生活保護世帯等を訪問し高校進学の必要性を理解してもらうとともに、学習教室で学生ボランティア等による高校進学に向けた支援を実施した。

(2) 高校生の中退防止を支援

学習教室で学習支援を行うとともに、学校生活の悩みなどの相談に対応し、高校中退の防止に向けた支援を実施した。

(3) 小学生向け学習・生活支援

市町村・市町村社協・NPO等との協働により、県がモデル事業として小学生支援事業を実施。また県の直営事業として町村部小学生支援事業を実施。

- ・ 児童養護施設の入所児童に対する学習支援を行います。

【児童養護施設退所児童の大学等進学率】

	令和元年度	目標値	達成率 令和元年度実績/目標値
大学等進学率	28.6%	24.0%	119.2%

《令和元年度の取組実績》

児童養護施設等の退所児童を対象として、大学等への進学者に低額で住宅を提供するとともに、家族、交友関係、将来への不安などへの生活相談を実施した。

また、退所後の児童が円滑に自立することができるよう、学習費等の補助を実施した。

里親等委託等の推進

- ・ 親の死亡や病気、虐待等の理由により保護者の下で暮らすことができない児童の里親委託を推進するため、里親委託等推進員[※]・里親支援専門相談員の配置や里親制度の普及啓発を進めます。

※ 里親委託等推進員とは、里親への児童の委託を推進するため、未委託里親への受託希望調査や里親委託候補児童の選定、受託里親家庭への訪問支援などを担う職員。平成30年度から『里親等委託調整員』に名称変更。

【里親等委託率】

	令和元年度	目標値	達成率 令和元年度実績/目標値
里親等委託率	18.6%	21.0%	88.6%

《令和元年度の取組実績》

児童相談所（全7か所。さいたま市は除く。）に里親委託等推進員を配置し、里親家庭への定期的な訪問相談等を実施するとともに、里親委託等推進委員会を計7回開催した。また、各児童相談所が一般県民を対象とした里親入門講座を開催した。

※ 目標未達成理由

児童の実親が里親委託に同意しないことや、委託調整に時間がかかるなどの問題があったため。

不妊に悩む方への支援

- ・ 医療保険適用外で高額な医療費が掛かる不妊治療に要する費用を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

【不妊治療に対する助成件数】

	令和元年度	目標値	達成率 令和元年度実績/目標値
助成件数	5,891 件	8,500 件	69.3%

《令和元年度の取組実績》

国の制度に基づき、特定不妊治療費に対する助成を実施した。また、県単独の助成として、第2子以降出生のための特定不妊治療費、早期の特定不妊治療に対し助成を実施した。

※目標未達成理由

平成28年度に国の特定不妊治療費助成支給要件が改正されたことから、受給対象範囲が変更となったため。

＜参考＞平成28年度の不妊治療費助成支給要件の改正内容

- ①妻の対象年齢：年齢制限なし → 43歳未満
- ②通算助成回数：10回まで → 妻年齢40歳未満 6回まで
妻年齢40歳以上 3回まで

埼玉県子育て応援行動計画（平成27年度～令和元年度）の 取組指標の実績について 補足資料

1 「埼玉県子育て応援行動計画」（平成27年度～令和元年度）について

- ・ 10の指標を設定し、計画の進捗管理を行っています。
- ・ 進捗状況については、子ども子育て支援法第77条により、埼玉県児童福祉審議会にて報告し、審議いただいています。

2 報告内容

指標の最終実績及び取組結果について

※令和元年度が計画の最終年度となります。

3 「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2年度～6年度）について

令和元年度は計画策定に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

令和2年4月1日からの計画であるため、進捗状況等については令和3年度の児童福祉審議会にてご報告させていただく予定です。

児童養護部会 審議結果報告

資料3

1 里親の認定に関する審議

(1) 開催及び審議状況

(単位：世帯)

年度	回	開催 年月日	諮問	答 申			
				適当	不適当	保留	計
令和元年度	第5回	R1.11.26	21	20	0	1	21
令和元年度	第6回	R2.1.21	10	10	0	0	10
令和元年度	第7回	R2.3.17	22	22	0	0	22
令和2年度	第2回※	R2.7.2	14	14	0	0	14
計			67	66	0	1	67

(2) 認定・登録里親の状況

ア 種類別

(単位：世帯)

養育里親		養育里親＋ 養子縁組里親	養子縁組 里親	親族里親	計
うち専門里親					
9	2	55	0	2	66

イ 職業別

(単位：人)

	会社員	自営業 会社役員	公務員	非正規就労	無職	その他	計
里父	42	8	7	1	3	2	63
里母	21	2	4	20	18	1	66
計	63	10	11	21	21	3	129

ウ 年齢別

(単位：人)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
里父	1	18	24	17	1	2	63
里母	1	13	38	10	2	2	66
計	2	31	62	27	3	4	129

2 児童相談所の措置に関する審議

(単位：件)

年度	回	開催 年月日	諮問	答 申			
				適当	不適当	保留	計
令和元年度	第5回	R1.11.26	3	3	0	0	3
令和元年度	第6回	R2.1.21	6	6	0	0	6
令和元年度	第7回	R2.3.17	5	5	0	0	5
令和2年度	第2回※	R2.7.2	9	9	0	0	9
計			9	9	0	0	23

3 親権停止の審判申立に関する審議

(単位：件)

年度	回	開催 年月日	諮問	答 申			
				適当	不適当	保留	計
令和元年度	第5回	R1.11.26	0	0	0	0	0
令和元年度	第6回	R2.1.21	1	1	0	0	1
令和元年度	第7回	R2.3.17	1	1	0	0	1
令和2年度	第2回※	R2.7.2	1	1	0	0	1
計			1	1	0	0	3

4 被措置児童等虐待事案の報告

(単位：件)

虐待該当	非該当	調査中	計
3	2	0	5

※ 令和2年度第1回児童養護部会は新型コロナウイルス感染拡大のため中止

埼玉県児童福祉審議会児童養護部会審議結果報告 補足資料

1 設置根拠

埼玉県児童福祉審議会規則第7条第1項

2 委員数

7名（児童福祉審議会委員長が指名します。）

現在の委員の任期は令和3年5月26日までです。

3 令和2年度第1回児童福祉審議会で報告する児童養護部会

令和元年度第5回から第7回児童養護部会及び、令和2年度第2回児童養護部会です。

令和2年度第1回児童養護部会は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました。

4 主な審議・報告事項

審議は、里親希望者や児童などの個人情報を取り扱うことから、非公開で行っております。

(1) 里親の認定に関する審議について

知事は、里親（養育里親（専門里親を含む）、養子縁組里親、親族里親）の認定をするときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされています。（児童福祉法第6条の4第1項、同法施行令第29条）

ア 開催及び審議状況について

報告する該当の4回の部会において、延べ67世帯について御審議いただきました。

第5回児童養護部会では、1世帯が「答申保留」となりましたが、児童相談所による再調査の上、第7回児童養護部会において「適当」との答申をいただきました。よって、保留となった1世帯は、第7回で「適当」となった22世帯に重複して計上されております。

したがって、御審議いただいた66世帯（実世帯数）について、すべて里親として認定することが適当との答申をいただいたこととなります。

イ 認定・登録里親の状況

66世帯の種類別の内訳ですが、「養育里親」のみの登録が9世帯、「養育里親と養子縁組里親」としての登録が55世帯、「親族里親」の登録が2世帯となりました。

職業別では、里父・里母ともに「会社員」である者が一番多く、年齢別では、「40代」である者が最多という状況でした。

(2) 児童相談所の採る措置に関する審議について

知事は、児童に施設入所等の措置を採る場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき又は必要と認めるときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされています（児童福祉法第27条第6項、同法施行令第32条第1項）。

報告する該当の4回の部会では、合計23件について、児童相談所の方針どおり、施設入所等の措置を採ることが適当であるとの答申をいただきました。

(3) 親権停止の審判申立に関する審議について

児童相談所が、児童に対し児童の福祉のため必要な措置を採る際に、監護措置として、児童の生命または身体の安全を確保するために緊急の措置が必要であるとした場合、その親権者等（いわゆる保護者）の意に反して必要な措置をとることができるかとされています。

例えば、児童への医療行為が必要であると判断したにもかかわらず、保護者がこれに反対の意向を示した場合などが想定されています。児童相談所として、児童の医療行為などを優先するため、保護者の親権を停止する措置方針となった場合、家庭裁判所へ行う親権停止審判申立の適否を御審議いただくものです。

御審議いただきました3件について、いずれも親権停止の審判申立を請求することが適当であるとの答申をいただきました。

(4) 被措置児童等虐待について

知事は、被措置児童等虐待に対する措置を講じたときは、当該措置の内容等を児童福祉審議会に報告しなければならないとされています。また、当該報告に対し、児童福祉審議会は意見を述べることもされています（児童福祉法第33条の15第2項、第3項）。

報告した5件の報告事例に関し、忌憚のない御意見をいただきました。

5 開催回数

今後、令和2年度中に5回（第3回から第7回）の開催を予定しています。

認可部会 審議結果報告

保育所及び幼保連携型認定こども園の認可に関する審議

1 開催及び審議状況

(単位：施設)

年度	回	開催 年月日	諮問	答 申			
				適当	不適當	保留	計
元年度	第1回	元.5.17	23	23	0	0	23
	第2回	2.2.13	7	7	0	0	7
2年度	第1回	書面開催	7※	7	0	0	7
計			37	37	0	0	37

※取下げ1件を除いた件数

2 施設類型別内訳

(単位：施設)

年度	保育所	幼保連携型 認定こども園	計
元年度	22	8	30
2年度	5	2	7
計	27	10	37

埼玉県児童福祉審議会認可部会審議結果報告 補足資料

1 設置根拠

埼玉県児童福祉審議会規則第7条第1項

2 委員数

5名（児童福祉審議会委員長が指名します。）

現在の委員の任期は令和3年5月26日までです。

3 令和2年第1回児童福祉審議会の報告回

令和元年度第1回及び第2回認可部会及び、令和2年度第1回認可部会です。

4 主な審議・報告事項

認可部会では、保育所、幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項について審議、検討が行われることから、非公開で行っております。

(1) 保育所及び幼保連携型認定こども園の認可に関する審議について

知事は、保育所及び幼保連携型認定こども園の設置の認可をするときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされています。（児童福祉法第35条第6項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項）

ア 開催及び審議状況について

報告する該当の3回の部会において、延べ37施設について御審議いただきました。

令和元年度は、第1回部会で23施設、第2回部会で7施設、令和2年度は、第1回部会は新型コロナウイルス感染拡大のため書面開催となりましたが、7施設（取下げ1件を除いた件数）諮問させていただきました。

御審議いただきました延べ37施設について、認可は適当であるとの答申をいただきました。

イ 施設類型別内訳

施設類型別については、保育所が元年度で22施設、2年度で5施設の合計27施設となります。また、幼保連携型認定こども園は元年度8施設、2年度2施設の合計10施設となっております。

5 開催回数

今後、令和2年度中に1回（令和3年2月頃）開催を予定しています。